

姫島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 1,812	千円 2,576,367	千円 400,102	千円 563,595	% 21.88	% 17.77

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5年度	人 64	千円 202,050	千円 18,739	千円 79,105	千円 299,894

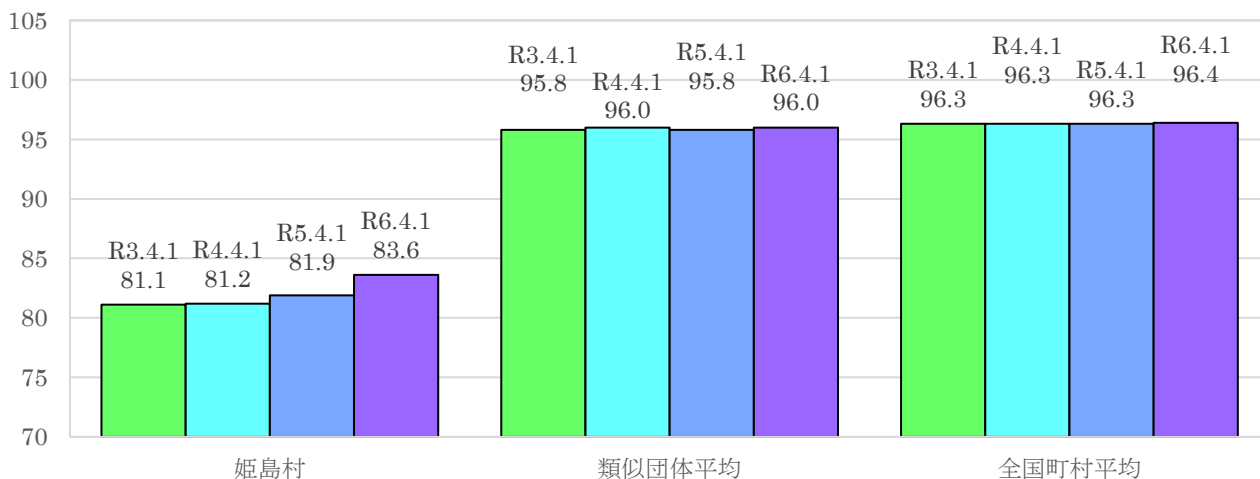
(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 4,686	千円 5,514

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況（姫島村は人事委員会を設置していない）

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
6年度	円 —	円 —	円 ()	% —	% —	% 2.76

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
6年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.6

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

姫島村においては、地域手当の支給はありません。

③その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
姫島村	43.3 歳	267,500 円	290,676 円	286,765 円
大分県	41.5 歳	317,443 円	403,643 円	343,917 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民間			参考
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	A/B
姫島村	43.3 歳	12人	241,100 円	263,217 円	252,217 円	—	—	—	—
うちフェリー 陸上作業員	51.1 歳	5人	254,960 円	293,860 円	267,460 円	—	—	—	—
うち清掃職員	34.5 歳	5人	224,100 円	232,400 円	232,400 円	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	0.74
大分県	52.8 歳	160人	319,997 円	355,474 円	326,890 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	2人	285,856 円	316,366 円	301,319 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
姫島村	—	—	—
うちフェリー 陸上作業員	—	—	—
うち清掃職員	3,809.6 千円	4,376.3 千円	0.87

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年度から令和5年度の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 海事職（二）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
姫島村	43.5 歳	283,291 円	350,744 円	306,018 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

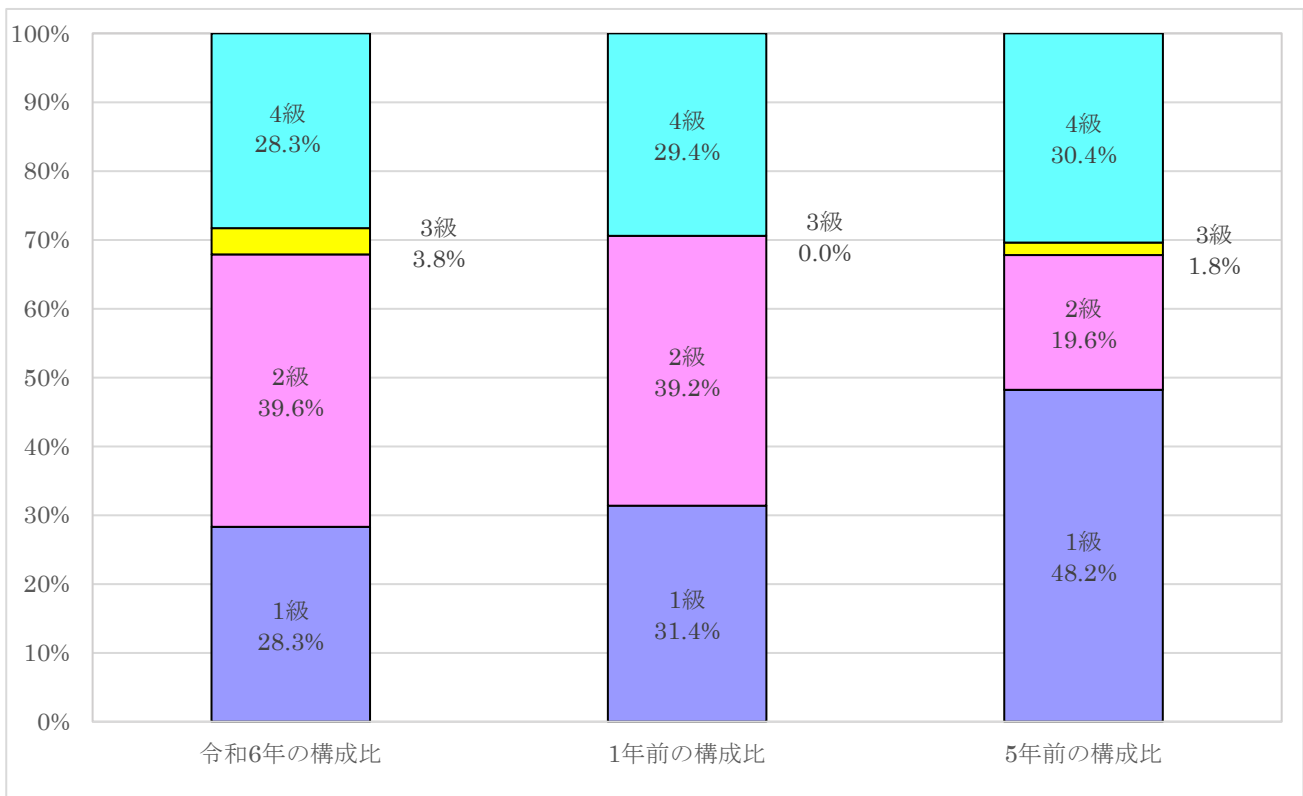
区 分		姫 島 村	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,100 円	203,000 円	196,200 円
	高 校 卒	162,100 円	171,400 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	155,300 円	169,500 円	—
	中 学 卒	147,100 円	—	—
海事職（二）		166,600 円	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

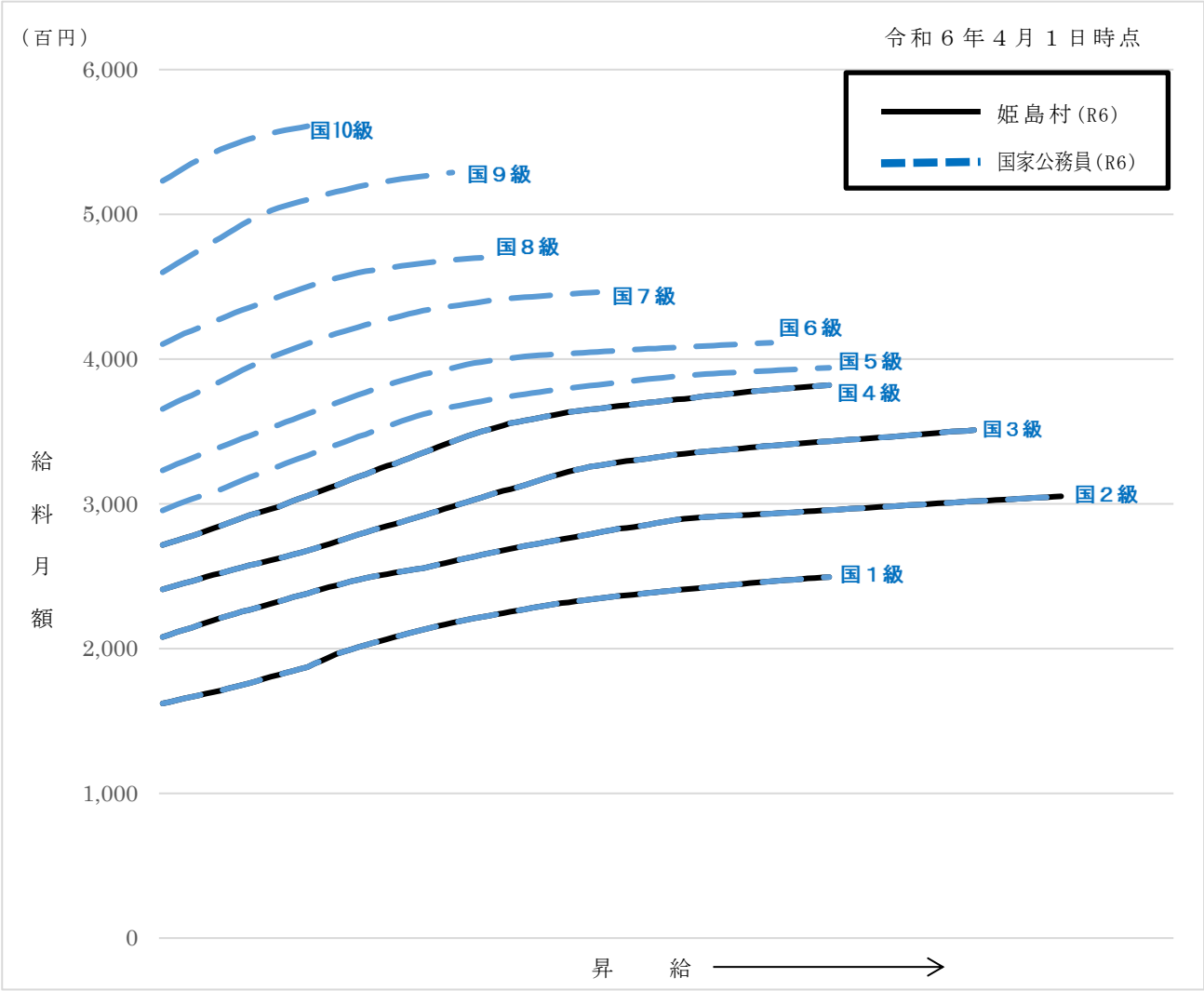
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務員、技術員、介護福祉士、歯科衛生士、栄養士、保育士、教諭、社会福祉士、主事補、技術補、技工士、主任介護福祉士、主任歯科衛生士、主任栄養士、介護支援専門員、主任保育士、主任教諭、主任社会福祉士、主任技工士、専門員の職務	15人	28.3%	162,100円	249,400円
2 級	主事、主任、技師、主任介護福祉士、主任歯科衛生士、主任栄養士、介護支援専門員、主任保育士、主任教諭、主任社会福祉士、主任技工士、専門員の職務	21人	39.6%	208,000円	305,200円
3 級	課長補佐、事務次長、副所長、室長補佐、副園長の職務	2人	3.8%	240,900円	351,000円
4 級	課長、室長、参事、所長、事務長、局長、会計管理者の職務	15人	28.3%	271,600円	382,000円

- (注) 1 姫島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（姫島村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

姫 島 村	大 分 県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,316 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,646 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（姫島村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

姫 島 村			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

※姫島村では地域手当の支給（制度）はありません。

(3) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		5,858 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		130,174 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		40.0 %	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師・看護師・保健師・一般職員	伝染病防疫作業	1時間当たり300円
遺体運搬手当	一般職員	遺体運搬時の車輛運転	1体につき800円
火葬手当	一般職員	火葬嘱託職員不在時における臨時の火葬業務従事者に対して支給	1体につき8,000円
保育士手当	保育所保育士	保育業務	月額本俸の4%
船舶 一等航海士手当	村営フェリー一等航海士	村営フェリーの一等航海士業務	月額本俸の5%
船舶 一等機関士手当	村営フェリー一等機関士	村営フェリーの一等機関士業務	月額本俸の4%
船舶 食糧手当	村営フェリー船員	船員法に基づく手当	月額2,000円
看護師手当	看護師	看護業務	月額本俸の4%
保健師手当	保健師	保健業務	月額本俸の6%
伊美港船客待合所 トイレ清掃手当	船舶課陸上作業員	臨時のトイレ清掃業務	1日につき1,000円
社会福祉士手当	社会福祉士	社会福祉業務	月額本俸の6%
作業療法士手当	作業療法士	作業療法業務	月額本俸の4%
理学療法士手当	理学療法士	理学療法業務	月額本俸の4%
管理栄養士手当	管理栄養士	管理栄養業務	月額本俸の4%
教諭手当	幼稚園教諭	幼稚園教諭業務	月額本俸の4%
技工士手当	技工士	歯科技工士業務	月額本俸の4%
歯科衛生士手当	歯科衛生士	歯科衛生士業務	月額本俸の4%

(4) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	2,289 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	36 千円
支給実績（4年度決算）	1,673 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	26 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 各10,000円 そのほかの扶養親族 各 6,500円 配偶者なしの場合の1人 子10,000円、父母等6,500円 特定期間の加算 5,000円	同		10,360千円	225,217円
住居手当	月額12,000円を超える家賃額に応じて最高27,000円	異	支給要件 支給額	1,088千円	120,933円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、その職務の特殊性に基づき支給 20,000円～40,000円	異	支給要件 支給額	8,300千円	332,000円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	602,100 円 (669,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額				
			846,800 円／ 528,000 円				
	副 市 区 町 村 長	481,500 円 (535,000 円)	677,700 円／ 481,000 円				
報 酬	議 長	227,700 円 (253,000 円)	400,000 円／ 203,000 円				
	副 議 長	197,100 円 (219,000 円)	314,000 円／ 130,000 円				
	議 員	186,300 円 (207,000 円)	290,000 円／ 109,000 円				
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(5年度支給割合)					
	副 市 区 町 村 長	2.65 月分					
	議 長	(5年度支給割合)					
	副 議 長 員	1.40 月分					
手 当 退 職		(算定方式)		(1 期の手当額)		(支給時期)	
	市 区 町 村 長	給料月額×500/100×勤務年数		13,380,000円		任期ごと	
	副 市 区 町 村 長	給料月額×500/100×勤務年数		10,700,000円		任期ごと	
	備 考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

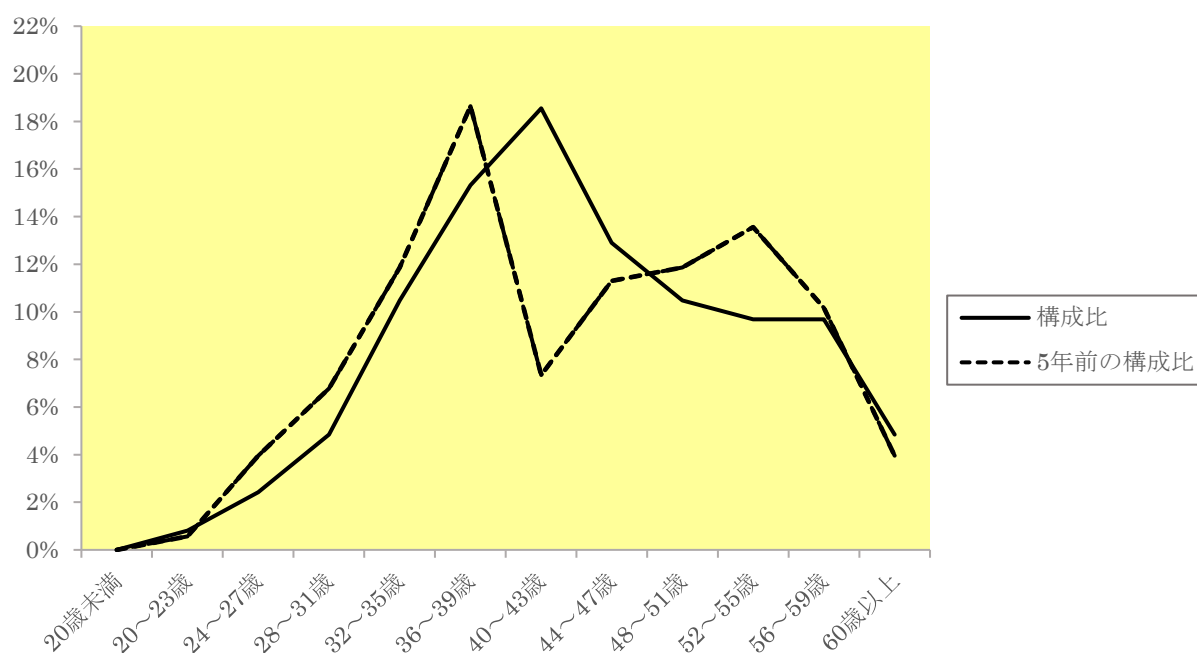
(各年４月１日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	その他
		総 務	20	19	▲ 1	
		税 務	3	3	0	
		民 生	11	11	0	
		衛 生	11	12	1	そ の 他
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	1	1	0	
		商 工	4	4	0	
	土 木	4	4	0		
	計	55	55	0	< 参 考 > 人口1,000人当たり職員数 30.35人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.97人)	
教育部門	9	11	2	業 務 増		
消防部門	0	0	0			
小 計	64	66	2	< 参 考 > 人口1,000人当たり職員数 36.42人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 241.46人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 下 水 道 交 通 そ の 他		28	28	1	欠 員 不 補 充
			3	3	0	
			1	1	0	
			21	18	▲ 3	
			8	8	0	
	小 計	61	58	▲ 3		
合 計		125	124	▲ 1	< 参 考 > 人口1,000人当たり職員数 68.43人	
		[151]	[151]	[151]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	3人	6人	13人	19人	23人	16人	13人	12人	12人	6人	124人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去 5 年間の増減数（率）
一般行政	66	49	54	55	55	55	▲11(▲16.7%)
教育	21	11	10	9	9	11	▲10(▲47.6%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計計	87	60	64	64	64	66	▲21(▲24.1%)
公営企業等会計計	90	66	61	60	61	58	▲32(▲35.6%)
総合計	177	126	125	124	125	124	▲53(▲42.7%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。